

○那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号)に定めるもののほか、危険ブロック塀等除却工事補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、危険ブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助することにより、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 次のいずれかに該当する道路

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項各号に規定する道路

イ 法第42条第2項に規定する道路

ウ ア及びイ以外の町が管理する道又は避難路及び通学路としての機能を有するものとして町長が認める道で、不特定多数の者の通行の用に供する道

(2) 危険ブロック塀等 別表第1に掲げる基準に適合していない項目が1以上ある補強コンクリートブロック造の塀又は別表第2に掲げる基準に適合していない項目が1以上あるコンクリートブロック造、石造、レンガ造その他の組積造の塀であって、道路側の地盤面から頂部までの高さ(塀の直下に基礎又は擁壁がある場合は、それらの高さを含む。)が80cm以上のものをいう。

(3) 所有者等 危険ブロック塀等が設置されている土地又は当該土地に存する建築物の所有者(那須町税条例(昭和29年条例第31号)の規定により固定資産税を課税されている者を含む)及び当該所有者の2親等以内の親族をいう。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象とする工事(以下「補助対象工事」という。)は町内の道路等に面した危険ブロック塀等を全部(基礎を含む)を除却する工事とする。

2 前項の規定に関わらず、補助対象工事が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金

を交付しない。

- (1) 国、県又は町が行う公共事業等に伴う補償の対象となっている工事
- (2) 国、県又は町の他の制度による補助金の交付を受けている工事  
(補助対象者)

第5条 この補助金の交付対象者は、補助対象工事を行う所有者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この告示による補助金の交付を受けたことのない者
- (2) 国、県及び町が賦課する税等の滞納がない者(所有者等が個人の場合にあっては、町税等を世帯全員が滞納していないこと。)

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、危険ブロック塀等の除却費、廃棄物運搬費、処分費、整地費、仮設費及び諸経費とする。

2 前項に規定する諸経費のうち、次に掲げる諸経費は、補助対象外とする。

- (1) 危険ブロック塀等に付属する門柱の除却に係る経費
- (2) 危険ブロック塀等に付属する門扉の除却に係る経費
- (3) 危険ブロック塀等の道路等に面していない部分の除却に係る経費

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用又は除却する危険ブロック塀等の長さ  
に1メートル当たり2万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一敷地内の危険ブロック塀等1箇所につき1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事に着手する前に那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は建物の登記事項証明書等の補助対象物の所有を証する書類の写し
- (2) 補助対象工事に係る経費の見積書及び明細書の写し
- (3) 危険ブロック塀等の配置図及び現況写真
- (4) 危険ブロック塀等の除却する範囲を明示した図面又は写真
- (5) 申請者が属する世帯全員の住民票(続柄が記されているもの)

(6) 申請者と所有者が同一でない場合にあつては、住民票の写し、戸籍謄本その他の申請者と所有者との関係を確認できる書類

(7) 申請者が国税及び県税を滞納していないことを証する書類

(交付の決定)

第9条 町長は申請者から前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付決定通知書(様式第2号)以下「交付決定通知書」という。)又は那須町危険ブロック塀等除却工事補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第10条 補助金の交付決定通知書を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに工事に着手しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る契約書の写し及び契約金額の内訳を確認できる書類(補助の対象とならない工事を含むときは、その区分が明確なもの)

(2) 補助対象工事に要した費用の領収書の写し

(3) 補助対象工事の施工前、施工中、施工後の状況を確認できる書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は前条の規定により実績報告書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金額の確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

## 補強コンクリートブロック造の塀

項目		基準
1	高さ	地盤から2.2m以下である。
2	壁の厚さ	高さ2mを超える場合は、15cm以上である。
		高さ2m以下の場合は、10cm以上である。
3	鉄筋	壁頂部及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、9mm以上の鉄筋が入っている。
		壁内に9mm以上の鉄筋が縦横ともに80cm以下の間隔で入っている。
4	控壁(高さが1.2mを超える場合)	塀の長さが3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出している。
5	基礎(高さが1.2mを超える場合)	丈が35cm以上で根入れの深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。
6	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。

別表第2(第3条関係)

## 組積造の塀

項目		基準
1	高さ	地盤から1.2m以下である。
2	壁の厚さ	壁頂部までの垂直距離の10分の1以上である。
3	控壁	塀の長さが4m以下ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが項目2の厚さの1.5倍以上である。
4	基礎	根入れの深さが20cm以上である。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

那須町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付申請書

危険ブロック塀等除却工事補助金の交付を受けたいので、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

ブロック塀等の所在地	那須町大字	
ブロック塀等の種類	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造	
面する道路等	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項第 号に規定する道路 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項に規定する道路（4m未満の道路） <input type="checkbox"/> 町管理道路又は通学路及び避難路として不特定多数が通行する道	
工事の対象となる長さ等	長さ(ア) m 道路等の地盤面からの高さ m	
施工業者	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
補助対象工事に要する費用	補助対象経費 (イ)	円
	基準額 (ウ) (ア) × 2万円	円
	(イ) 又は (ウ) のいずれか少ない額(エ)	円
交付申請額	(エ) × 1/2 (1,000円未満切捨て)	円

○町税等の調査同意書

この補助金の補助要件審査のため、私及び世帯全員の町税等の納付状況について、町が調査することに同意いたします。

申請者氏名（自署）\_\_\_\_\_

○補強コンクリートブロック造の塀の点検表

項目		基準	点検結果	
1	高さ	地盤から 2.2m以下である。	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ 2mを超える場合は、15 cm以上である。	はい	いいえ
		高さ 2m以下の場合は、10 cm以上である。	はい	いいえ
3	鉄筋	壁頂部及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9mm以上の鉄筋が入っている。	はい	いいえ
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横ともに 80 cm以下の間隔で入っている。	はい	いいえ
4	控壁(高さが 1.2mを超える場合)	塀の長さが 3.4m以下ごとに、径 9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの 5分の1以上突出している。	はい	いいえ
5	基礎(高さが 1.2mを超える場合)	丈が 35cm以上で根入れの深さが 30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	はい	いいえ

○組積造の塀の点検表

項目		基準	点検結果	
1	高さ	地盤から 1.2m以下である。	はい	いいえ
2	壁の厚さ	壁頂部までの垂直距離の 10分の1以上である。	はい	いいえ
3	控壁	塀の長さが 4m以下ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出している、又は壁の厚さが項目 2 の厚さの 1.5 倍以上である。	はい	いいえ
4	基礎	根入れの深さが 20cm以上である。	はい	いいえ
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	はい	いいえ

添付書類

- (1) 土地又は建物の登記事項証明書等の補助対象物の所有を証する書類の写し
- (2) 補助対象工事に係る経費の見積書及び明細書の写し
- (3) 危険ブロック塀等の配置図及び現況写真
- (4) 危険ブロック塀等の除却する範囲を明示した図面又は写真
- (5) 申請者が属する世帯全員の住民票(続柄が記されているもの)
- (6) 申請者と所有者が同一でない場合にあつては、住民票の写し、戸籍謄本その他の申請者と所有者との関係を確認できる書類
- (7) 申請者が国税及び県税を滞納していないことを証する書類

様式第2号（第9条関係）

第 号

様

那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金については、次のとおり交付決定しましたので、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

那須町長

記

- 1 補助対象事業 危険ブロック塀等除却工事
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件  
速やかに工事に着手すること

様式第3号（第9条関係）

第 号

様

那須町危険ブロック塀等除却工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金については、下記の理由により不交付と決定しましたので、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

那須町長

記

不交付理由



様式第4号（第11条関係）

年 月 日

那須町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

那須町危険ブロック塀等除却工事補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた危険ブロック塀等の除却工事が完了したので、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金等の名称	那須町危険ブロック塀等除却工事補助金
ブロック塀等の所在地	
ブロック塀等の所有者	
補助金交付決定額	円
補助対象事業費	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 工事に係る契約書の写し（補助対象とならない工事を含むときは、その区分が明確なもの） (2) 工事に要した費用の領収書の写し (3) 工事の施工前、施工中、施工後の状況を確認できる写真

様式第5号（第12条関係）

第 号

様

那須町危険ブロック塀等除却工事補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった那須町危険ブロック塀等除却工事補助金については、下記のとおり確定したので那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

那須町長

記

- 1 補助対象事業 危険ブロック塀等除却工事
- 2 交付確定金額 金 円

様式第6号(第13条関係)

年 月 日

那須町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった那須町危険ブロック塀等除却工事補助金について、那須町危険ブロック塀等除却工事補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円  
補助金交付確定額 円

振込先

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		

- 1 口座名義人は申請者（請求者）と同一であること
- 2 補助金の確定通知を受けた場合は、速やかに請求書を提出すること